令和２年１２月１６日

**私立保育所に対する委託費の経理等に関する取扱いについて**

　私立保育所に対する委託費の経理等について、委託費の弾力運用（他の使途に用いる、積立を行う、など）を行うに当たり、市に事前協議や報告を行わなければいけない場合もございますので、本書及び関係法規を熟読のうえ、適切な管理・運用をお願いいたします。

◆委託費の弾力運用については、主に以下の国通知を基準とします。

|  |
| --- |
| **子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について**（平成27年9月3日府子本第254号雇児発0903第6号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**・・・「経理等通知」** |
| **「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて**（平成27 年9月3日府子本第255号、雇児保発0903 第1号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**・・・「経理等取扱通知」** |
| **「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について**（平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　◆手続きが必要な項目、方法、様式等は**「（別紙）保育所における委託費の弾力運用に係る手続きについて」**に記載のとおりとなります。当該書類の事項に該当する場合は、記載の内容に従って必要な手続きを行ってください。（手続きに要する書類は市ホームページに掲載しています。）

特に以下の場合は、事前協議・事後報告が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

　　　・各種積立資産を目的外に使用する場合

　　　　（また、各種積立資産への積立支出には制限があります。）

　　　・保育所施設・設備整備積立資産を取り崩す場合や他の施設のために使用する場合

　　　　（対象となる施設や土地の取得を要するかどうかで異なります。）

　　　・前期末支払資金残高の取崩しが事業活動収入計（予算額）の３％を超える場合

　　　・経理等通知の別表の経費が以下の金額を上回る場合

　　　　　　別表２の経費：　　　　　処遇改善等加算の基礎分相当額

　　　　　　別表３及び別表４の経費：処遇改善等加算の基礎分相当額

　　　　　　別表３及び別表５の経費：委託費の３か月分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

　　　（詳細は前述の国通知等を参照してください。積立資産の目的外利用や新たな施設・設備を整備する際には、法人指導課までご相談ください。）

　◆各種積立資産への積立支出や目的外使用、土地の取得を要する経費への充当などには特定の要件が必要となります。（詳細は経理等通知を参照してください。）

　　　・経理等通知1-(2),(3)の適用：要件１（条件１をすべて満たす）

　　　・経理等通知1-(4)の適用： 要件２（要件１＋別表１のいずれかを実施）

　　　・経理等通知1-(5),(6)の適用：要件３（要件２＋条件２をすべて満たす）

**《参考：経理等通知1-(2),(5),別表１》**

**条件１　経理等通知1-(2)**

①　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第１項の基準が遵守されていること。

②　委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。

③　給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。

④　給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。

⑤　入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年３月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

⑥　運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

⑦　その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

|  |
| --- |
| ③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。(1)　正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。(2)　施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。(3)　初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。(4)　一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。(5)　各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。*経理等取扱通知3* |

**条件２　経理等通知1-(5)**

①　「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年３月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

②　毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年６月７日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③　処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

**別表１　経理等通知別表1**

１　「延長保育事業の実施について」（平成27年７月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの

２　「一時預かり事業の実施について」（平成27年７月17日27文科初第238 号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年６月３日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること

３　乳児を３人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ

４　「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年５月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの

５　集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ

６　「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成25年５月16日雇児発0516第５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

７　休日保育加算の対象施設

８　「病児保育事業の実施について」（平成27年７月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

**《参考：原本証明について》**

　　協議・報告等で原本証明が必要な場合は、下記の例を参考にしてください。

○○○○

----------

--------

---------

余白部分

この写しは、原本に相違ありません。

　　法人名　　○○○○

　代表者　　◇◇　○○　○○

記載例